

## 福岡県社会福祉審議会 会議録

- 1 開催日時 平成30年7月4日(水) 14:00～16:15
- 2 開催場所 福岡県吉塚合同庁舎604B会議室
- 3 出席委員 青柳委員、安部委員、石橋委員、岩元委員、江頭委員、江口委員、小方委員、香月委員、川原委員、小坂委員、杉原委員、高橋委員、岳委員、田中喜美子委員、田中正勝委員、津田委員、豊福委員、永井委員、中芝委員、永原委員、二宮委員、拜生委員、平田委員、本郷委員、三根委員、森松委員、横山委員(27名)
- 4 欠席委員 川口委員、田原委員、中村委員、野島委員、花田委員、松崎委員、松永千之委員、松永智幸委員(8名)
- 5 議題 審議事項
  - ① 平成31年度社会福祉施設等の整備方針について
  - ② 地域福祉支援計画専門分科会の設置について

### 6 議事の概要

司会	<p><b>(開会)</b>          皆さまには、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。          私は、本日の進行を務めます福岡県福祉労働部福祉総務課企画広報監の永松と申します。よろしくお願いたします          改選後、初めての委員会でありますので、私の方から、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。座席の順にご紹介いたします。          (略)</p> <p><b>(福岡県あいさつ)</b>          それでは、福岡県福祉労働部長の神代からごあいさつ申し上げます。</p>
神代部長	<p><b>【あいさつ】</b></p>
司会	<p><b>(事務局職員の紹介)</b>          続きまして、本日の会議に事務局として出席しております職員を紹介いたします。          (略)</p> <p><b>(審議会開始)</b>          それでは、ただ今から、社会福祉審議会を始めさせていただきます。</p> <p>開会に先立ちまして、審議会の定足数についてご報告申し上げます。          福岡県社会福祉審議会の委員総数は、35名でございます。          本日は、27名のご出席をいただいております、委員総数35名の過半数に達しておりますので、本審議会は成立していることをご報告申し上げます。          また、本日の会議は、平成19年5月21日に本審議会で決定されました「社会福祉審議会運営要領」に基づきまして、公開することとしております。</p>

司会	<p><b>(委員長の選出)</b></p> <p>本日の審議会は、新たに委員による初めての審議会になります。社会福祉法第10条及び福岡県社会福祉審議会規則第3条第1項の規定に基づき、委員の互選により、委員長及び副委員長を選出いただく必要があります。</p> <p>委員長の選出について、審議をお願いいたします。</p> <p>委員長について皆様、何かご意見はございませんでしょうか。</p>
各委員	(意見なし)
司会	特にご意見がないようですので、事務局から提案させていただいてもよろしいでしょうか。
各委員	(「異議なし」との声あり)
司会	<p>事務局としましては、委員長は、引き続き、西南学院大学教授の安部委員にお願いしたいと考えております。</p> <p>また、副委員長につきましても、引き続き、福岡県医師会理事である香月委員にお願いしたいと考えております。</p> <p>皆様いかがでしょうか。</p>
各委員	(「異議なし」との声あり)
司会	<p>ご異議がないようですので、そのように決定いたします。</p> <p>それでは、安部委員長は委員長席へ、香月副委員長は副委員長席へお移りください。</p> <p>それでは、安部委員長にごあいさつをお願いいたします。</p>
安部委員長	<b>【あいさつ】</b>
司会	<p>ありがとうございました。</p> <p>本審議会の議長につきましては、福岡県社会福祉審議会規則第6条第1項の規定により、委員長が務めることとなっておりますので、これからの議事進行は安部委員長にお願いいたします。</p>
安部委員長	<p><b>(各専門分科会委員の指名)</b></p> <p>それでは、よろしく申し上げます。</p> <p>本日は改選後の初めての会議でございますので、審議に先立ちまして、各専門分科会及び審査部会の委員を決めたいと思います。</p> <p>ここで、専門分科会及び審査部会の委員一覧表を配付いたします。</p>
事務局	～全委員に「福岡県社会福祉審議会専門分科会委員名簿」を配布～
安部委員長	<p>ご覧のとおり、本審議会には、民生委員審査専門分科会、障がい者福祉専門分科会、老人福祉専門分科会、児童福祉専門分科会の4つの専門分科会と5つの部会が設置されております。</p> <p>そのうち4つの専門分科会と部会のうち障がい者福祉専門分科会審査部会の委員は、社会福祉法施行令第3条第1項及び福岡県社会福祉審議会規則第7条第2項に基づき、委員長が指名することとなっております。</p>

安部委員長	<p>それぞれの専門分科会の委員はご覧のとおりとしております。</p> <p>今回再任されました委員の方々には、引き続き同じ専門分科会を、また、新任の委員の方々には、前任の方が担当されていた専門分科会を担当していただくことを基本に考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、障がい者福祉専門分科会審査部会の委員には、福岡県社会福祉審議会規則第4条の規定に基づき、専門性を考慮し、医師が臨時委員に任命されています。</p> <p>また、児童福祉専門分科会の施設入所児童権利擁護部会、児童虐待事例等検証部会、有害図書類等の指定に関する部会及び子どもの貧困対策の推進に関する部会の委員は、福岡県社会福祉審議会規則第9条第2項の規定に基づき、児童福祉専門分科会において分科会長から指名されることとなっておりますので、ご了承ください。</p>
安部委員長	<p><b>(審議事項)</b></p> <p>それでは、議事進行を務めさせていただきます。みなさま、よろしくお願いいたします。</p> <p>では、議事に入ります。</p> <p>お手元資料の「次第」に沿って進めてまいります。</p> <p>まず、審議事項①「平成31年度社会福祉施設等の整備方針について」です。</p> <p>本件につきましては、高齢者福祉関連分、児童福祉関連分、障がい者・障がい児福祉関連分がございますので、順に、審議させていただきます。</p> <p>「平成31年度社会福祉施設等の整備方針について〔高齢者福祉関連分〕」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	【高齢者福祉関連分について、資料NO. 1に基づき説明】
安部委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>皆様からご質問、ご意見はありませんか。</p>
安部委員長	<p>確認ですが、第8次計画は既に立てていて、今回審議するのは31年度分の施設整備計画ということ。</p>
事務局	<p>そうです。30年度分の整備計画は、昨年度のこの審議会でご了承いただいています。</p>
森松委員	<p>大牟田の森松です。単純な質問で申し訳ないですが、有明地区とはどこの範囲になるのでしょうか。</p>
事務局	<p>大牟田市、柳川市、みやま市の3市になります。</p>
安部委員長	<p>他に意見はありませんか。</p> <p>ご意見がないようですので、了承するということでよろしいでしょうか。</p>
各委員	（「異議なし」との声あり）
安部委員長	<p>ご異議はないようですので、審議事項「平成31年度社会福祉施設等の整備方針について〔高齢者福祉関連分〕」は了承することといたします。</p> <p>続きまして、整備方針の児童福祉関連分の説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	【児童福祉関連分について、資料NO. 2に基づき説明】
安部委員長	<p>ありがとうございました。それでは皆様からご質問、ご意見はありませんか。</p>

田中正勝委員	今、説明いただきました児童養護施設、母子生活支援施設それに乳児院のそれぞれ説明していただいた中で、退所した者に対する相談、自立のための援助を行うことを目的とした施設ということで、実際の効果や件数を教えて頂きたい。
事務局	具体的な件数ということでございますか。
田中正勝委員	そうです。まず件数。そして特筆するようなことがありましたら教えてください。
事務局	申し訳ございません。今、手元に退所した者に対してどれだけ件数をやったかという資料がなく申し訳ございませんが、乳児院につてきましては、乳児院を退所した後も、お母さんに対しまして、時折乳児院に来ていただくとか、一緒に子育て支援のあり方を説明していただいたり、一緒に子育て支援のやり方を学んでいただくような体験授業、体験コースを設けています。養護施設につてきましては、基本的には18歳で養護施設を退所するわけですが、22歳まで延長することも可能になっておりますけれども、基本的には社会に出ていきます。そのときには、育ちの木というところに委託いたしまして、施設を退所した方たちが集まれる場を設けて、そこで色々な情報交換ですとか、月に1回の食事の提供、食事の場を設けるなどして情報の共有を図っているところです。
田中正勝委員	詳しい内容については、部会の時にまた教えて頂ければと思いますが、3ページの児童福祉施設の推移の(2)の母子生活支援施設の施設数が、平成2年度の12か所から平成29年度に6か所に減少しているが、減少した背景を教えてください。
事務局	はい。この母子生活支援施設は一般のアパートとは違い、複数の母子世帯による共同生活でございまして、例えば、何時までに帰ってこなければならないなど、ルールがございまして、そして、施設が開催する行事への参加といったものもありまして、若い世代の方からしますと必ずしも今の生活様式にあっていないということで、入所を希望する方が減少しまして、結果、施設の維持が出来なくなりまして半減しているような状況となっております。なお、入所を希望されない母子世帯につてきましては、公営住宅の優先入居といったことや、ひとり親サポートセンターによる支援を行っているところでございます。
田中正勝委員	ありがとうございます。最後に4ページの(5)の児童心理治療施設が、措置人員が平成18年度から減少し続けた中で、28年から29年に18人から37人に急に増えている主な背景は、どうゆう理由で増えたか分析しているのでしょうか。
事務局	はい。この児童心理治療施設というのは、筑後いずみ園のことでございまして、これは元々、県営で持っておりましたが、平成28年4月に県から社会福祉法人風と虹に民間移譲した施設でございます。県立の時は治療の中心を担う精神科医が非常勤職員でございまして、中々、医学的支援を必要とする子どもに十分なケアができていなかったという状況がございまして、そういった中、今回、移譲した社会福祉法人では、常勤の精神科医が配置されておまして、児童に対する医療的ケアもしっかりと取り組んでおりますので、入所児童が増えているという状況でございます。
田中正勝委員	ありがとうございました。
安部委員長	では、他にございますか。

杉原委員	<p>児童館、児童センターの件でお聞きしたいんですけど、この児童館の運営というのは各市町村に任せてあるわけですよね。それで、日曜日を開館しないといけないとか、してくださいというような形で、決まりみたいなものはないのでしょうか。</p> <p>私の町は、日曜日はやっていないのです。平日は学校から帰ってきて、放課後デイにちょこっと言ったりする子がいるんですけど、土曜日は開いているからいいんですけど、日曜日に行きたいとなっても、開いていないからいけない。でも日曜日には安全に遊べる普通の公園ではなくて、親も忙しいけれども、そこにいってれば安心といった形でできるのであれば、日曜日でも開けてほしいということを引きちっと言っていただければいいと思うんですけど、どんなふうになっているのでしょうか。</p>
事務局	<p>児童館、児童センターの日曜開所の件でございます。</p> <p>運営については、市町村にお任せしております。特に日曜日を開所するようにといった指導は行っておりません。そういった意向があることを今お聞きいたしましたので、運営方法をどのようにやっていくのかを、市町村の意向も踏まえながら検討させていただきます。</p>
杉原委員	<p>よろしくをお願いします。</p>
安部委員長	<p>はい、ありがとうございます。他に質問等ございますか。</p>
川原委員	<p>放課後児童クラブについてお聞きしたいと思います。</p> <p>放課後児童クラブは、かなり希望者が増えていると思いますけど、聞いた話によりますとタコ部屋状態になっているところもあるみたいですので、希望される人が多いのに、放課後児童クラブが追い付いていかない現状があるみたいですが、今年度はどのような基準で整備されるのか詳しく教えてください。</p>
事務局	<p>青少年育成課でございます。待機児童がある市町村におきましては、新設、拡張などについて働きかけております。ただ、市町村の事情もありますのでヒアリングを行いながら進めていきたいと思っております。</p>
川原委員	<p>よく聞く話なので、適切に対応していただきたいと思っております。</p>
安部委員長	<p>補足ですが、児童福祉専門分科会での増設の具体的な指定は、1施設定員40名でしたっけ。</p>
事務局	<p>はい。1教室概ね40人ということになっています。</p>
安部委員長	<p>40人単位で福祉指導員が何人いて、広さがどれくらいという基準があるので、基本的にはタコ部屋になっていないと思いますが、もしかすると運営の中で第1、第2、第3とあって、それを一つに集めている場合もあるかもしれません。基本は基準を守らなければいけません。ただ、何件も承認しているのですが、保育所の待機児童と同じなのですが、希望者の伸びの方が大きく、追い付いていかないというのが現状。</p>
川原委員	<p>ありがとうございます。</p>
安部委員長	<p>他に質問、意見はございませんか。</p>
森松委員	<p>放課後児童クラブ室の設置数がこの10年で倍増しています。児童数は減っていると思うのですが、ひとり親の率は増えているのでしょうか。この表では施設数だけで、児童数が分からないので質問させていただきたい。</p> <p>以前はひとり親率は20年前でも25%から30%くらいあった。小学校の教室で数を捉えた場合。</p> <p>この10年では、施設数は倍になっていますけど児童数の推移はどうかのなと思い質問させていただいた。</p>

事務局	クラブの登録児童数については、29年度は58,554名となっております。ただ、この中にどれくらいがひとり親なのかという統計は持っていません。
森松委員	はい、ありがとうございました。
安部委員長	委員の質問のように、ひとり親の割合は増えているのは確かだと思います。ただ、保育所の様子を見ていると、ひとり親だけでなく格差の問題とか色々あって、共稼ぎのご家庭も増えていて、両親がいるけれども、子どもさんを放課後児童クラブに希望されるといった要因もあり、保育所を待機児童の解消するためにつくったら、需要の掘り起しとなるように増えていくのではないかと理解しています。 県全体のひとり親の割合はご指摘のように増えています。一方、児童数については減っているのも、ひとり親の増加以上に共働きの親の利用率が上がっている。全国的な傾向として。
事務局	放課後児童クラブの人数の伸びというのは、今データがなく申し訳ないのですが、一つ言えるのが、保育所の年長さんは当然次に小学校に入るんですけど、ひとり親かどうかというのは別にして、ご両親が仕事をしている場合は基本的に放課後児童クラブがあるところは、放課後児童クラブを希望される。それで、保育所の方が整備は進めていますけど、それ以上に先ほど委員長の仰ったように伸びているので、そういった方が、放課後児童クラブのニーズの入口になりますので、今、正確な数字はないですが、保育所の方から見ても、そういった実態にあるのは言えます。そして、放課後児童クラブの施設整備が追い付いていない。それは保育所も福岡都市圏や福岡市においてはそういった実態にあるとご説明できます。
安部委員長	対象は小学6年生までですか。伸びたんですかね。
事務局	はい。対象は小学校6年生までとなっています。
森松委員	私が、質問したのは、児童数が分かれば、人口と比例してどうなっているのか、今の状況が分かると思いました。と申しますのは、30年前は、1クラスでざっと25%くらいのひとり親がいたのですが、それからすると施設数が増えているということは、児童数も増えているのではないかと。人口は減っているから割合を比べると非常に増えていると推測した。増えているとすると、今の30代の若い夫婦、ひとり親家庭も含めて、生活環境そのものが飢饉しているのではないかと感じたので、根拠ある数字が分かればと思い質問させていただいた。
安部委員長	ありがとうございました。ここで、児童のほうは、どれくらいの施設を増やします、といった計画はないので、実際にあがってきた段階で指定をしていくという話になります。ですから事務処理の時にそういったデータがあったほうがいいかもしれません。 ただ、市町村に対しては、県は2分の1補助でしたかね。
事務局	3分の1になります。
安部委員長	県は3分の1なんですけど、地元負担が結構あって、地元の方でも負担するので、県の補助も使い建設したい。といった要望があがってこないと整備ができていかない仕組みになっていて、同じ市町村の中でも、ある地域すごく過疎化が進んでいるけど、ある地域は若い人が多い、同じ市町村でも地域差があったりして、それを地元の方での調整も中々難しい部分もあります。 他に意見はありますか。

豊福委員	<p>一点、児童館、児童センターでお伺いしたいのですが、私は久留米市なんです、久留米の児童館、児童センターは結構利便性がある、西鉄久留米周辺などの中心部にあります。私は、NPOで理事をやっているのですが、痛感するのですが、市外の方は半分とは言わないけれどもかなりの数がいます。となりの自治体の場合は、この曜日は自分の町の人だけしか利用できないという話もあります。</p> <p>特に今は、熱中症対策とかもあるので、外で遊ばせたくないって親も結構いて、小さい子ども、乳幼児の場合は、だから非常にこの施設は大事ではないかと思っています。特に市町村だけで移動するだけでなく、車社会になっていまして、ある程度、もちろん市町村がお金を出しているから、市町村の人を優先するというのは大事なことなんだろうけど、久留米なんか3割4割は市外の人が利用しています。何も言いませんけど。そういった中では広域化は非常に重要なことだと思いますがどう思いますか。</p>
事務局	<p>子育て支援課でございます。市町村外の方の利用が多いのではないかとのご指摘いただきましたが、少し実態を把握させていただきたいと思います。実態を把握したうえで、広域での利用をどのようにやっていくか、必要があるのかというところを、市町村と相談しながら話をさせて頂きたいと思います。</p>
事務局	<p>児童館ですが、今、御審議いただいているのは、施設整備についての方針を御議論いただきたいのはもちろんですが、運営自体はどうしても市町村の意向や市町村の考えが基本になりますので、もし広域的な利用であれば、近隣の市町村はお付き合いもありますので、そういった中でご提案の中で知恵を出してしていただくとうありがたいのですが、県の方から直接こうなさいとか、ああしなさいなどの運営の部分は言いにくいので、ご理解いただければと思います。</p>
安部委員長	<p>先ほどの日曜日利用と広域利用について、県の方でできたらしてくださいと。指導ではないですけど、方向性として県民の方により利用してもらう方法として、少しリードしてもらってもいいのかと気にはなっていました。</p> <p>他に意見はございませんか。それでは、整備方針の児童福祉分野についてご承認ということよろしいでしょうか。</p>
各委員	(意見なし)
安部委員長	では続きまして、整備方針の障がい者障がい児関連施設分の整備方針について審議いたします。
事務局	<b>【障がい者障がい児福祉関連分について、資料NO. 3に基づき説明】</b>
安部委員長	では、みなさんから質問や意見はありませんか。
田中正勝委員	<p>教えていただきたいのですが、2ページの障がい児施設の整備事業についてのイのところ、医療型児童発達支援事業所、この説明が医療的ケアとのことでしたが、分かりにくかったので、このことと、3ページの地域生活支援拠点の優先的整備についての、これは「親なき後」の、この子を先に残して死ねないという親の強い思いがございますが、これは具体的にどこにどのように整備をするのか、この2つをお願いします。</p>
事務局	<p>1点目でございますけれども、医療的ケア児が身近な地域で支援を申し上げましたが、このイの医療型児童発達支援事業所そのものの説明ではございませんで、枠囲みの2つ目の点のような観点から、整備を図るものについて優先的にといいものがございます。</p>
安部委員長	医療型児童発達支援事業所というのが、どういうものかの説明が必要だったと思います。

事務局	<p>はい。この施設については、障害のある児童が日常生活における基本的な動作あるいは知識、技能を習得し、集団生活に適応できるように指導訓練、それから医療型ですので治療を行っていく施設でございます。</p> <p>それから2点目でございますけれども、これは国の方で今総合的な支援のできる、(3)の枠組みに書いてありますような、基幹的相談支援センターですとか、障がい児支援施設、グループホームなどで、これらのうち①から③とあるのですけれども、地域で安心して暮らせるよう地域生活への移行などなど、基準はございますけれども、総合的に整備を行っていくものでして、中々、(3)に掲げているような施設を県内のどこに整備していくまで、検討が至っていないのが現状でございます。</p>
田中正勝委員	<p>最初の部分については、私の理解ができないままではありますが、もっと具体的に(3)についても、説明を本来はすべきでないかなと思います。これでとどめておきますが。</p> <p>2ページの放課後等デイサービス事業所、これは非常に大事な、これからの共働き世帯また、障がいをもった子どもを持ちながらも夫婦で働かなければならない、生活困窮世帯やひとり親で働かなければならない。その間、特別支援学校から放課後等デイサービスに通ったり、迎えに来てもらったりしてサービスを利用している思うのですが、福岡市で3、4年前に放課後等デイサービス事業を始めた途端に、このサービス事業の助成制度を悪用されて大きな社会問題化した事実があります。そのことを思いますと、開所はするけれどもその後の指導、状況の把握をきちんとしていかないと。放課後等デイサービスに関する開設、その後の一人あたりに対する補助金、助成金はどのような金額になっているのでしょうか。</p>
事務局	<p>まず、説明が不足していることについては、申し訳ございませんでした。</p>
事務局	<p>障がい福祉サービス指導室でございます。</p> <p>放課後等デイサービスの数が増えているのはその通りでございます。今ご指摘がございましたような問題に対応するため、今年度から、これに従事するスタッフ、責任者の資格要件が厳しくなっております。それと併せまして、指導に関しましては、今年度できました、障がい福祉サービス指導室を中心としまして、定期的に、3年に1回以上の割合で確実な指導をしていきたいと考えております。</p>
田中委員	<p>今、3年に1回とおっしゃいましたけど、もっときちんとやらないと。福岡市の場合は暴力団がらみの中で開所をして、・・・暴力団がらみであったかなかったかはどうですか。</p>
事務局	<p>申し訳ありませんが、委員が申されている場所についての詳細な内容については把握しておりません。</p>
田中委員	<p>まだ、3年前くらいの話で、こういう放課後等デイサービスを開所して、1人当たりの助成金を水増しして人数を報告したりしながら、そこで得たお金を本来の用途と違った方向で使ったり、その後に閉鎖したりしたということが数年前にあったことは知っているとありますが、そのことについて部長どうですか。</p>
事務局	<p>はい。福岡市の放課後等デイサービスでそういった不正的な事例があったということは報道は知っておりますけれども、福岡市の分は、県で直接の指導、監督はしておりません。ただ、いわゆるこういった問題は、放課後等デイサービスだけではなくて、就労支援A型、こちらも福岡市内、それから昨年岡山など、全国でも本来の福祉サービスに適さないような形でサービスを行われていた。そういったものに税金がつぎ込まれていたということで、最終的には事業所廃止になった事例もございます。今、委員がおっしゃいましたように、この問題は、放課後等デイサービスだけの問題ではないと思っておりますので、今年度から、先ほども申し上げまして、最後にご説明申し上げますけれども、実地指導、監督のための専門スタッフの室を作りましたので、その中、それから出先事務所も関わっておりますので、連携を図りながら実態については、きっちりと指導、監督してまいります。</p>

田中委員	ありがとうございます。非常に必要な事業なわけですから、3年も待たずに閉鎖するところだっているわけですから、県内というか、福岡市内の事例ではありますが、県とは直接は関係ないかもしれないけれども、県内の実態を把握したうえで、県の指導を徹底してもらい、今後も必要な人にサービスが提供されるよう要望して終わります。
安部委員長	他にありますか。
拜生委員	先ほどもご説明有りましたけれども、地域生活支援拠点等の整備の実績についてですけれども、28年度実績は0と書いてありますが、その後32年度目標には整備するとなっていますが、29年度は何カ所で、その後どういう形になっていくのか少し詳しく教えて頂きたいと思います。ただ、短期入所は使いづらいというのが実情だと思います。市町村によっては、面的だとかいう話もありますけれども、そういうのもきちっと説明してもらわないと、親というのは困っていることがたくさんある。その辺が公表されていないというのが、私はこういう形で公表されていないので、もう少し実績を教えて頂きたいと思います。
事務局	はい。今申し上げられた3ページの地域生活支援拠点等の整備、これは実績がありません。今年色々な声があるということ踏まえて、2ページの共同生活援助(グループホーム)の二つ目の点の、特に重度障がい者及び長期入院障がい者の住まいを確保するための整備については、優先的に整備する。とこういう風に、それぞれの施設の区分ごとに見ていけば整備が可能になっていく場合がありますので、改めてあえてここに一項目を入れさせていただいています。
事務局	地域生活拠点については、県は非常に苦慮しているところです。28年の実績が0となっていますけれども、現時点、私が確認している範囲で県内3箇所ございます。筑前に単独であります。それと、八女圏域、これは面積的には広いのですが、この圏域に1箇所。それと柳川市とみやま市の共同設置が1箇所。これが県内60市町村、圏域は13圏域あるのですが、3箇所しかできておりません。中々これは3ページの枠囲みにあるように、これに求められている役割は非常に大きなものがあるのですが、これを施設型若しくは面型というのですが、これを整備するに当たってのスタッフの確保というのが、運営するための加算の額とかいわゆる手当が事業所側にとっては運営すると決断していくに十分じゃない状況でございまして、なかなか進んでいないという実態がございまして。これについては、国に対しましてこの整備が進んでない実態を踏まえまして必要な経費等の手当てをしていただくよう、強力に要望をしておりますし、今後もしてまいります。そして、この整備の実態については、福岡県だけでなく、全国的にこのような実態であることをお伝えさせていただきたいと思っております。以上です。
安部委員長	地域生活支援拠点には、障がい者の相談支援事業所は入らないのですか。
事務局	あってもいいです。総合的に相談支援もできるし、入居もできるようなものを施設型1カ所に集めて、いわゆるセンター的に生活の場としても成り立つようなやり方と、それぞれの機能が事務所自体は別々にあるんですけども、緊急入所はこの事務所にやりましょうとか、コーディネーターがいて、そこをマネジメントする形でもできますので、相談支援があることを排除することはないです。
安部委員長	私が障がい者について、詳しくはないのですが、障がい者の相談支援事業所はかなりの数があるのではないのですか。
事務局	相当あります。何百という数で。
安部委員長	その事業所と拠点の整備は別のものですか

事務局	そうですね。相談支援だけでは生活の場にはなりませんので、あくまで家庭で生活されていて、親が高齢になったので、地域で生活をするということを支えるための拠点としての地域生活支援拠点という概念になります。
安部委員長	どうしてもこの場合は、県の整備計画を審議する場なので、制度全体について審議する場ではないので、そういう意味で県分だけと。他に質問ございませんか。
香月委員	2ページの障がい児施設の整備事業ですけれども、重症心身障がい児及び医療的ケア児が身近な地域で支援を受けられるように障がい児通所支援の充実を図るものについては、優先的に検討する。ということと、3ページの②のところ、新生児集中治療管理室等に長期間入院している児童に対する適切な療養・療育環境を確保する上でも重要な医療型児童入所支援施設の整備については、優先的に検討する。ということでございますけれども、これはかなりいいことではあるのですけれども、以前は、助からなかったお子さんたちが助かるようになって、医療的ケアが必要になっているお子さんが増えている現実があります。また、身体障害ではない医療的ケア児、動ける医療的ケア児が増えてきている。この方たちは、中々障害者福祉法などの範疇に入りにくいので、親が大変困っていることも現実にあります。そういうことで、優先的に検討するというので、具体的にどうするか決まっていなんでしょうけど、あまり時間をかけてやられると、社会的問題が大きくなってくるので、是非早急に検討していただき実施をしていただきたいと思います。
事務局	重要なお指摘ありがとうございます。今おっしゃられた指摘の点。障がいのある人の中でも手帳を持っている人、そうでない人、色々いらっしゃるって、本当にご本人、ご家族の方へのケア、支援というのが、年々必要性が高まっているという認識のもと、県としましては、本年度医療的ケアが必要なお子さんだけでなく、二十歳以上の方についても実態を把握するための調査に着手しておりまして、今年度中に必要な施策も含めまして検討してまいりたいと考えております。
香月委員	是非スピード感をもってよろしくをお願いします。
安部委員長	他にございませんか。 それでは、整備計画の障がい者（児）分については承認ということよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
安部委員長	では、審議事項4「地域福祉支援計画専門分科会の設置について」事務局から説明をお願いします。
事務局	【地域福祉支援計画専門分科会の設置について、資料NO. 4に基づき説明】
安部委員長	はい、ありがとうございました。高齢者、障がい者、児童などの今までにあった専門分科会では対応できないということで、新たに設置するという趣旨だったかと思います。 皆様から意見ございますか。
各委員	(意見なし)
安部委員長	では、確認いたします。この分科会についての設置について意見なしということよろしいでしょうか。
各委員	(「異議なし」との声あり)

安部委員長	<p>それでは、委員名簿を事務局は配布してください。</p> <p>今、配布されました専門委員会の委員の皆さんは、本会終了後に分科会が開催されますので、出席の方よろしくお願ひします。</p> <p>続きまして、報告事項にはいります。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	【報告事項について説明】
安部委員長	では、皆さんから質問はありますか。
三根委員	<p>老健協会の三根でございます。私、36年精神科医をやっております。障がいがある人への合理的配慮ガイドブックについて、あまりにも暑いので発言を控えようかと思いましたが、一つだけ言わせていただきたいと思います。</p> <p>14ページの精神障がいがある人とのコミュニケーションの中で、「こちらにお掛けになって時計の長い針が3の所にくるまでお待ちください。」とあるけど、失礼です。統合失調症を想定していると思います。統合失調症と今、日本語で言っていますが、その前は、精神分裂病、その前は、早発性痴呆と言われていました。英語圏ではデメンチア・プレコックス。100年前の認識でございます。</p> <p>つまり、統合失調症が慢性化すれば、あたかも痴呆のごとく見える。でも知能は落ちていませんので、時計ぐらい読めますので、これは100年精神医学を逆行する説明だと私は感じます。できればどこかで修正していただきたい。</p>
事務局	ありがとうございます。色々皆様からのご意見をいただく中で、様々なところから検討してまいりたいと思っております。
安部委員長	他に質問有りませんか。
岳委員	<p>地域福祉支援計画専門分科会が設置されるようになったということで、今日、報告事項の中で九州北部豪雨災害被災者支援に係る取組みについて報告がありました。昨今異常に集中豪雨が福岡県下多くて、八女はじめ朝倉と。この前もすごい熱帯のスクールみたいな災害が起こっているなど思っているのですが、先ほど、福岡県地域福祉支援計画の策定にあたって、分科会が設置されるということで、地域における、高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関して共通して取り組むべき事項としてどんなことをイメージしたらよいか今、調べてみたら、居住に関する支援とか就労に関する支援、あるいは自殺対策、虐待への対応、まあ、成年後見人を含めた運用もあるでしょうし、犯罪をなされた方への社会復帰についても分科会で話し合われると思うのですが、この見守りの前の段階での、災害が起きた時の高齢者、障がい者、あるいは児童へのケアといえますか、どういう風に支援、救済していくか、こういうことも大事だと思いますので、地域福祉支援計画の策定にあたって、災害対応とか考えているのかをお聞きしたい。</p>
事務局	<p>審議事項でご説明した地域福祉支援計画専門分科会と、報告事項の災害対応の両方に関連するお尋ねだと思います。今、ご指摘いただきましたように地域福祉支援計画は今後専門分科会において策定に向けた話し合いをしていただきますけれども、これは非常に幅広い内容を盛り込むべきだとなっております。地域福祉の色々な分野にまたがる包括的な、共通する考え方を定めるものとなっております。従いまして、具体的にこの支援計画の中にどこまで盛り込めるのかというのは一つ課題としてあると思います。忘れてはいけない視点として、今ご指摘のありました災害の時の、特に災害の避難に支援が必要な要配慮者とよばれる高齢者とか、障がいのある方や児童などそういった方たちに対する防災の分野からの専門の計画や取組については、防災の方でございます。防災局の方で、個人に着目した個別避難支援計画というのを市町</p>

	<p>村でそれぞれ作ったりしていますけれども、それはそれとして、そういったことも含めて地域福祉の大きな課題と。平常時だけが地域福祉のカバーすべき時ではなくて、災害時も含めて地域福祉というのは地域で実働していかなければならないということは非常に大事だと思いますので、最初に申し上げた通り計画にどれくらい具体的に書けるかは今からの検討ですけれども、そういったことも視野に入れてそういった既存の専門的な計画との関係性を位置づけることを意識して策定してまいりたいと思います。</p>
岳委員	<p>熊本の震災があった時も、皆さんが善意で支援をしたいと申し出があったけど、受ける圏域が広くてその場所を決めるにあたって、受け皿をどうするかという時に、福祉総務課が主管だということで対応されたと思うんですけど、やはり防災の観点でも日ごろからどのようにしていったらいいか、福祉の面で一番の弱者このことを考えて。特に福岡県はここ最近災害が多いのでご配慮をお願いしたいと思います。</p>
安部委員長	<p>ありがとうございました。          保育所整備についてですが、保育料無料の話は決まったのですか。そうなったら、とても足りないと思うのですが、それは盛り込まれているのでしょうか。</p>
事務局	<p>国の方で、幼児教育の無償化ということで、6月に案がまとめられた所でございます。これについての保育料の見込、一部情報によりますと明石市とか県外の市において、無償化について先行して取り組んだ事例がありまして、そういった所では、保育をしたいという意向がかなり増えているという情報もございます。ただ、今回の幼児教育無償化についての保育料金の見込みをどのようにするかというのは、今後国の方で、方針を定め次第情報がくると思うので、現段階ではその見込を立てられていない状況です。</p>
安部委員長	<p>ありがとうございました。          他質問もないようですので、あと事務局から事務連絡ありますか。</p>
事務局	<p>今後の会議の予定について、ご案内いたします。          今年度中の開催予定ですが、この全体会議につきましては、ただいまのところ、予定はございません。          専門分科会につきましては、          児童福祉専門分科会は、月1回程度、次回は7月13日に開催いたします。          民生委員審査専門分科会、障がい者福祉専門分科会、老人福祉専門分科会及び地域福祉支援計画専門分科会は、必要に応じて複数回開催を予定しております。          それぞれの専門分科会の開催の際には、あらためてご案内いたしますので、よろしく願いいたします。          先ほど委員長からも案内がありましたが、本日は、この後引き続き、7階の特6会議室で地域福祉支援計画専門分科会を開催いたします。地域福祉支援計画専門分科会委員におかれましては、15分後に特6会議室にお越しください。          事務連絡は以上です。</p>
安部委員長	<p>それでは、本日の審議会を終わらせていただきます。皆様お疲れ様でした。</p>